

「阿波かつうら未来応援事業」ふるさと起業家募集要項

令和8年6月
勝浦町企画交流課

1. 募集目的

勝浦町内で起業又は既存事業に加え新たな事業展開を始めようとする事業者を対象に、ふるさと納税を活用した資金調達による支援を実施することで、地域経済の活性化と雇用の創出を図ることを目的とします。

2. 事業の概要

対象となる事業者（起業家）を公募により選定し、選定された事業者（起業家）の事業計画を町が契約するふるさと納税ポータルサイトに掲載し、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用することで、事業に共感する方々から資金を募ります。資金募集に際しては、目標金額を100万円と設定し、目標金額の達成・未達成に関わらず、集まった資金全額又は100万円のいずれか高い方の額を上限に補助金として交付します。なお資金不足を理由に辞退することはできませんのでご注意ください。

【掲載サイト】ふるさとチョイス ※ポータルサイトへの掲載手数料は町が負担します。

【目標金額】100万円

【資金募集期間】事業認定後、年度内において90日以内

3. 対象事業者

以下の条件を全て満たす者としてします。

- (1) 町内で起業又は既存事業に加え新たな事業展開を始めようとする個人又は法人
- (2) 町内に住所を有する個人又は町内に事業所を有する法人
- (3) 確実に事業を実施する者
- (4) 町税の滞納がないこと。
- (5) 勝浦町暴力団体排除条例（平成24条例第13号）第2条第2号及び第3号に該当する者を除く。

4. 対象事業

令和8年1月から12月に開始する以下のいずれかの事業としてします。

- (1) 観光、環境、教育、福祉等の分野で地域課題の解決に資する事業
- (2) 地域資源を活用した事業
- (3) 地域の雇用創出に資する事業

※対象となる経費は、対象事業に要した経費であり、本事業に支出したものとして明確に区分でき、かつ証拠書類（領収書等）によって、支出内容及び金額等が確認できるもの

に限ります。

※事業の実施に要する事業費から次のものを控除した額が、100万円に満たない場合は対象外となります。

- ・ 新たな事業を展開する場合、既存事業の運用等に係る経費（新たに展開する事業の実施に必要な経費と明確に区分できない経費を含む。）
- ・ 国庫等補助金の収入額
- ・ 町長が適当でないと認める経費

5. 補助金交付の要件

(1) 補助額

クラウドファンディングにより集まった資金全額又は100万円のいずれか高い方の額を上限として交付します。

※ 認定事業について、自己資金を調達するなど、必ず実施する必要があります。

(2) 補助金交付申請の時期

事業認定後に行うクラウドファンディング終了後

6. 募集期間及び応募方法等

(1) 募集期間 令和8年6月1日（月）から令和8年11月30日（月）まで

(2) 募集事業数 1事業

(3) 提出書類

- ①阿波かつうら未来応援事業認定申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④誓約書（様式第4号）
- ⑤納税証明書
- ⑥直近1箇年の決算書の写し（個人事業主の場合は、確定申告書の写し）
- ⑦定款及び履歴事項全部証明書の写し（個人事業主の場合は、開業届出書の写し）
- ⑧その他町長が必要と認める書類

※起業しようとする者は⑥及び⑦について省略可

(4) 提出方法

提出書類を勝浦町役場企画交流課へ1部ご提出ください。（郵送不可）

※内容に質問がある場合は、文書にて募集期間内に提出してください。

（電子メール、郵送又は持参により提出してください。）

7. 審査

提出された事業計画書等に基づき、書類審査のほか、申請事業者が行う事業説明（プレゼンテーション）により審査を行います。

【審査予定】詳細な場所・日時等は、書類審査通過者に別途お知らせします。

審査結果については、書面にて通知するとともに、認定された事業の事業者・事業計画は町のホームページ等で公表します。

8. 事業の報告

対象事業の開始後、寄附者に対して、寄附に対する返礼品とは別に自社製品（商品）の試供品送付や事業所見学、寄附を受けた事業の経過報告など、「事業に継続して関心を持ってもらうための取組み」を行うものとします。

9. 注意事項

(1) 提出書類

- ・ 提出書類は、いかなる理由においても返却しないものとし、本町の定める保存期間終了後、処分します。
- ・ 提出書類の内容は、勝浦町及び審査会の審査委員、勝浦町の委託する業者間等で共有する場合があります。
- ・ 提出書類は、審査過程等必要な範囲で複製を行うことがあります。
- ・ 必要に応じて別途追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ・ 提出書類や審査結果（不選定となった事業者の結果等を含む）は、「行政機関の保有する情報の更改に関する法律（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）」に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となります。

(2) 寄附募集について

- ・ 寄附者への返礼品の有無や内容は、申請者と町が相談して決定します。
- ・ クラウドファンディングのウェブサイトページは申請者と相談しながら町が作成します。インターネット上での効果的な周知を図るため、画像等の提供をお願いします。
- ・ 申請者自らが自社のウェブサイトや SNS で発信するなど積極的な周知をお願いします。
- ・ 提供を受けた個人情報は、返礼品の送付や事業経過報告のみに使用し、「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(3) 補助金について

- ・ 補助金の申請等については、この募集要項に定める事項の他、阿波かつうら未来応援事業補助金交付要綱に定めるものとします。

10. 問い合わせ・提出先

〒771-4395 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字久保田 3 番地

勝浦町役場企画交流課

電話：0885-42-2552

FAX：0885-42-3028

E-Mail：kouryu@town.katsuura.i-tokushima.jp

<申請から補助金交付までの流れ（フロー図）>

